

South China - Asia Business Report

Vol. **85**
September
2019

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs

Topics

韓国におけるeスポーツ産業	2
---------------------	---

Regional Business

Vietnam

個人所得税

～非居住者および出張者を中心とした留意点～	8
-----------------------------	---

India

2019 年度インド政府予算案概要	11
-------------------------	----

China

中国増値税改正の概要	16
------------------	----

China

労働法実務

～産休期間中における女性従業員の福利厚生～	20
-----------------------------	----

China

中国における内部監査のポイント	23
-----------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報: マレーシア	27
----------------------	----

Briefs

Topics

韓国におけるeスポーツ産業

韓国は半導体や家電等のエレクトロニクス・製造業分野で世界的に有名であるが、「e スポーツ」分野でも世界有数の先進国であり、e スポーツの産業化において世界を牽引している。本稿では韓国を中心にビジネスとしてのe スポーツに着目し、現在のビジネスモデルや今後の発展可能性について述べる。

Regional Business

[Vietnam] 個人所得税～非居住者および出張者を中心とした留意点～

近年、個人所得税は移転価格と並んで税務調査で重視されており、金額的重要性も高いことからベトナムに進出した日系企業にとっても注目される論点である。中でも非居住者および出張者の申告については多くの日系企業が対応に苦慮しているように思われる。本稿では基本事項および留意点について説明する。

[India] 2019 年度インド政府予算案概要

2019 年5月に開票されたインド総選挙(下院選挙)において、モディ首相率いるインド人民党(BJP)が圧勝し、第二次モディ政権が誕生した。同年7月5日には、ニルマラ・シタラマン財務大臣により、新モディ政権によるインド政府 19 年度予算案の発表が行われた。本稿では当該予算案の特徴、主な予算配分、政策および改正事項について解説する。

[China] 中国増値税改正の概要

近年、中国における経済成長速度が鈍化してきたことから、中国企業の税金負担の緩和を目的として、中国財政省、国家税務総局および税関総署は 2019 年3月 21 日に「増値税改革の深化に関する政策の公告」(財政省、国家税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号)を発表した。本稿では改正の主な内容や留意点について紹介する。

[China] 労働法実務～産休期間中における女性従業員の福利厚生～

全国人民代表大会常務委員会が、2016 年1月1日より「全面的な二人っ子」政策を正式に実施したことに伴い、各省政府部門は管轄行政区域内の出産計画条例を改正した。本稿では中国の法律・法規、地域政策および広東省の最新条例などに基づき、広東省における女性従業員の産休期間中の福利厚生制度を整理する。

[China] 中国における内部監査のポイント

他国に会社を持つと、その会社のガバナンスも含めた対応が必要となる。一部日系企業で報じられているような不適切会計や横領の背景には、ガバナンスの機能不全が挙げられるが、そのガバナンス強化の一つの手段として、内部監査が注目を浴びている。本稿では内部監査の手続きと中国特有のポイントについて解説する。

Macro Economy

アジア経済情報: マレーシア

2019 年1～3月期(1Q)の実質 GDP 成長率は、前期比年率+4.4%と前期(同+5.2%)から2四半期連続で低下した。今後を展望すると、米中摩擦が長引いていることに加え、米国経済の減速も予想されることから、景気は総じて減速傾向となり、実質GDP成長率は、19 年が+4.6%、20 年が+4.0%と予測する。



韓国における e スポーツ産業

田淵 太郎、上原 みらの みずほ銀行ソウル支店

韓国は半導体や家電等のエレクトロニクス・製造業分野で世界的に有名であるが、「e スポーツ」分野でも世界有数の先進国であり、e スポーツの産業化において世界を牽引している。本稿では韓国を中心にビジネスとしての e スポーツに着目し、現在のビジネスモデルや今後の発展可能性について述べていきたい。

e スポーツとは

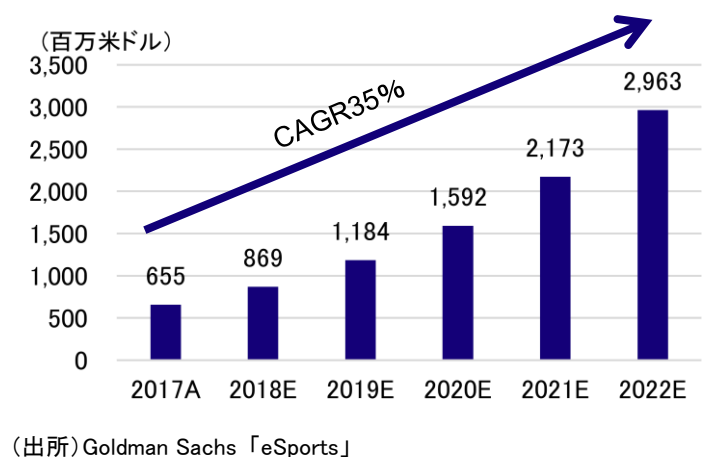
「e スポーツ」とは「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称¹である。e スポーツは、戦略性、緻密な操作性、精神力、瞬時の反射神経が試される競技性が魅力となっている。

世界の e スポーツ市場規模は6億 5,500 万米ドル、視聴者数は1億 6,700 万人(2017 年)と推計されており、2018~22 年の5年間で、市場規模は CAGR35%で成長し 29 億 6,300 万米ドルに、視聴者数は2億 7,600 万人に達すると予測されている²(図表1)。

韓国の e スポーツの歩み

韓国の e スポーツの興りは約 20 年前に遡る。1990 年代後半、韓国は IMF 通貨危機を経験し失

【図表1】世界の e スポーツ市場規模



業者が急増していた。職を失った人々が PC バン(日本でいうインターネットカフェ)を経営するようになると、韓国人の間で PC ゲームが流行した。オンライン対戦が活発化し、e スポーツ大会とそのケーブルテレビでの放送がさらに人気に火をつけた。

2000 年には、現在も e スポーツの発展を支えている韓国 e スポーツ協会(以下、KeSPA³)が発足。その後、世界初のゲーム専用チャンネル開設、プ

¹ 「一般社団法人日本 e スポーツ連合」HP より

² 出所: Goldman Sachs 「eSports」

³ 「Korea e-Sports Association」の略称

ロリーグ開催と職業としてのプロゲーマーの確立、e スポーツ専用競技場の建設など、世界に先駆けてe スポーツの土台を作り上げていった。そしてそれを支えたのは、文化体育観光部をはじめとした政府や大手企業の投資であった。特に政府は金銭的な支援のみならず、e スポーツ振興のための法を整備するなど、e スポーツ振興に力を注いだ(図表2)。

e スポーツのビジネスモデル

e スポーツのビジネスモデルは、基本的な部分は野球やサッカー等のプロスポーツと似たものとなっており、視聴者から直接得る収益(チケット収入やオンライン視聴料)と広告収入に大別される。

一方、ホームスタジアムのようなリアルな会場をチームが持たず、オンライン配信が主流であることから、スタジアム関連の収益(チケット収入、物販)は相対的に低くなる傾向がある(次頁図表3)。

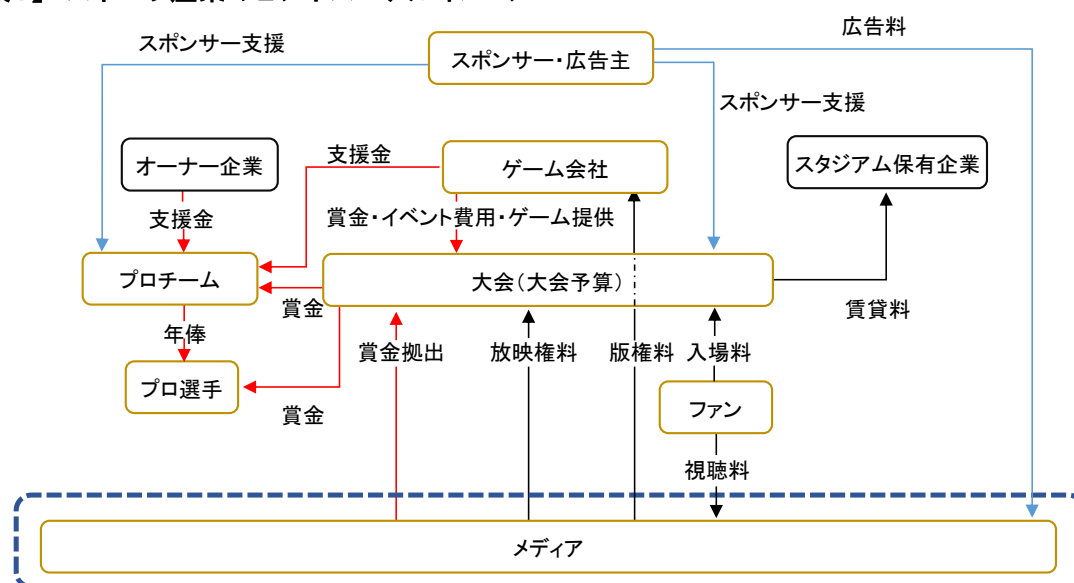
ビジネスでの収益性という観点では、放映権料や視聴料等の e スポーツ自体に起因する収入は既存のスポーツに比べまだ少なく、興行単体で利益を生むビジネスとしては途上のように思われる。現状では、ゲームの新規ユーザー獲得とゲームのプロダクトライフサイクルの延長や広告宣伝を目的として大会が開催されていることが多く、パブリッシャー(ゲーム開発会社)自身が大会を開催しているケースが多い。パブリッシャーとしては、e スポーツ大会で採用するゲームタイトルは大きく

【図表2】韓国の e スポーツの歴史

時期	イベント	内容
1990 年代 後半	PC バンの普及	PC オンラインゲーム対戦が活発化
1997 年	初の全国規模の e スポーツ大会開催	『Korea Professional Gamers League』開催で地域別・小規模で行われていた大会が統合された
1999 年	e スポーツ大会の放映	ケーブルテレビ Tooneverse が放送。後に専用チャンネルを開設
2000 年	『KeSPA』発足	文化体育観光部の承認を得て発足
2000 年代 初め	2 大放送社を中心にリーグが運営される	リーグで活躍する選手、プロチームが人気を集める
2004 年	『e スポーツ発展中長期ビジョン』を発表	「健全なゲーム文化の造成」と「e スポーツ宗主国の地位確立」を掲げる
2005 年	KeSPA 主催の統合プロリーグ開始	2 大放送社のリーグを統合。決勝戦では釜山の会場に 10 万人の観客が集まった
2006 年	ゲーム産業振興に関する法律施行	ゲーム産業の振興と国民の健全なゲーム文化を確立することによって、国民経済の発展と国民の文化的生活の質向上に資するとし、ゲーム物*の利用に関する事項について法整備を行った
2008 年	『ゲーム振興のための中長期計画』を発表	韓国の文化体育観光部が 2012 年までに世界 3 大ゲーム大国になることを目指し、総額 3,500 億ウォンの投資を発表
2016 年	国内最大級の e スポーツスタジアム誕生	『SEOUL e-Stadium』がオープン。ソウル市と文化体育観光部が総額 585 億ウォンを投資して建設した

*ゲームのコンテンツおよびその関連サービス・製品の総称
(出所)各種報道、韓国文化体育観光部

【図表3】e スポーツ産業のビジネスモデルイメージ



(出所) Journal of the Korea Convergence Society「国内 e スポーツ産業のビジネスモデルに関する研究」、総務省情報流通行政局「e スポーツに関する調査研究」を基に作成

注目を集めることになり、人気が落ちてきているものでも再度売り上げが伸びる可能性がある。つまりゲーム単体の収益力向上につながるのだ。また若年層へのマーケティングを考えている企業においては、視聴者の多くが若年層である e スポーツは効率的な広告媒体として考えることも出来るであろう。

一方、今後のビジネスモデルについてはコンテンツ価値の向上やインフラ整備により、放映権料の占める割合が高くなっていくと思われる。コンテンツにおけるバーチャルリアリティ(以下、VR)ゲーム⁴の成長や5G 普及によるクラウドゲームサービス⁵の発達、インフラ面では、途上国での通信インフラ拡充、所得向上が期待され、今後も視聴者の

増加が見込まれるためである。通信網さえ整備されていれば、世界中の誰もがアクセスできる点は、e スポーツの大きな強みである。また既存のプロスポーツ団体の e スポーツへの参入も進んでおり、スポーツビジネスの運営ノウハウをもつ彼らの参入は、エンターテインメントとしての価値向上にもつながっていくだろう。

日本の e スポーツ産業

日本はゲーム産業の市場規模/プレーヤー数ともに世界3位であり、古くから人気ゲームを世に送り出してきたゲーム大国だが、e スポーツ産業においてはようやくスタートラインに立ったという状況だ。韓国の KeSPA のような組織は、日本では日本 e スポーツ連合(以下、JeSU⁶)として18年に発足した。韓国から18年遅れで、プロライセンス制度、公式大会の開催等、産業化に向けた組織体制が整備され始めたところだ。

⁴ ゴーグル型の機器等を装着する事で、ゲーム内の仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体験できるゲーム

⁵ ゲームの動作処理をインターネットのサーバー上で行い、処理後のゲーム画面が、プレーヤーに映像として配信されるサービス。処理がサーバー上で行われるため、プレーヤー側で高性能な PC・ゲーム機が不要になり、それ以外の端末でも快適にプレーが出来るようになる。

⁶ 「Japan eSports Union」の略称

e スポーツに関してはなぜこれほど出遅れることになったのか。その理由としては、世界がPCオンラインゲームで競技を行う中、日本ではコンソールゲーム⁷が主にプレーされていたこと、そしてe スポーツ大会の目玉である高額賞金を用意しづらい法制度であることなどが挙げられる。また、17年の世界のe スポーツ大会で採用されたゲームタイトルを賞金総額順に見ると「Dota2」、「Counter-Strike」、「League of Legends」といったPCゲームが上位に並んでおり、日本で人気のゲームが注目度の高いe スポーツ大会で採用されていなかったことも、知名度が上がらなかった要因といえるだろう(図表4)。

このような状況であったが、日本でもJeSUの発足による広報活動強化やe スポーツ関連情報のメディア露出増加で成長が急加速している。17年には4億円弱であった日本e スポーツの市場規模は、18年には約48億円と12倍に増え、22年には約100億円に迫ると見られている(図表5)。

日本での更なる普及のためには、国内の競技人口の増加は必須条件であろう。より魅力的なス

【図表4】世界のe スポーツ大会賞金総額

ゲームタイトル	賞金総額 (百万ドル,2017年)
Dota2	38.0
Counter-Strike:Global Offensive	19.3
League of Legends	12.0
Heroes of the Storm	4.8
Call of Duty:Infinite Warfare	4.0
Herarthstone	3.5
Overwatch	3.4
StarCraft II	3.4
Halo5:Guardians	1.8
SMITE	1.6
その他	21.5
合計	113.3

(出所) Goldman Sachs 「eSports」

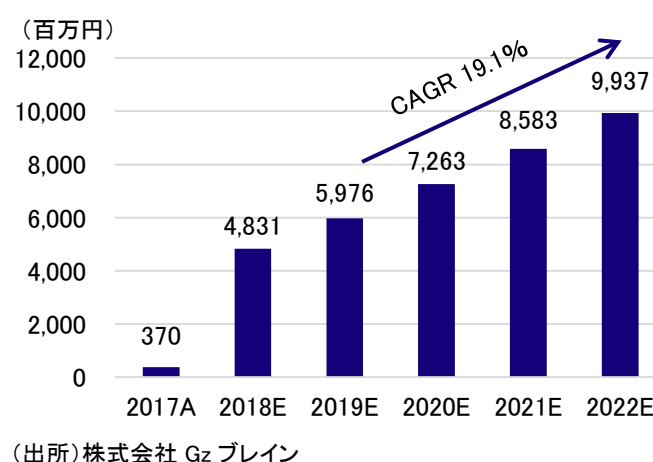
ポーツとなるためには、プロチームを擁する強力なスポンサー企業、権威あるリーグの確立、プロ選手の管理教育体制の充実、オン/オフラインイベントの充実化、関連法律の整備、ゲームに対するマイナスイメージの払拭など、選手・ファンと競技がともに育っていく環境整備が必要だ。東京都

の小池知事は19年5月に「東京e スポーツフェスタを20年1月に開催する」と発表しており⁸、活性化に向け行政も動き出している。

進化を続けるe スポーツ産業

e スポーツの今後のトピックとして、5G、クラウドゲーム、VR等についても触れておきたい。19年4月に韓国で商用5Gサービスが開始された。本格的な普及はこれからであるが、実際に5Gが普及すれば、複雑なゲームをダ

【図表5】日本のe スポーツ市場規模



⁷ 市販の家庭用ゲーム機を使ってプレーするゲーム

⁸ 日本経済新聞 19年5月25日掲載記事より抜粋

【図表6】e スポーツ選手育成への各国取組み

中学・高校	大学
日本のルネサンス高等学校が国内初の高等教育での e スポーツのカリキュラム を開始。生徒は最新のゲーミング PC とゲーミングチェアでプレーすることができる。また、世界で活躍するための語学力・コミュニケーション能力の向上もサポートする。	17 年、米ユタ大学は『League of Legends (LoL)』の 奨学金制度 を新設し大学の e スポーツ選手を支援。また、カリフォルニアアーバイン大学は『オーバーウォッチ』の奨学金制度を創設。
ノルウェー・ガーネス高校では、16 年8月から e スポーツのカリキュラム を導入。3年間、週5時間の授業を行う。	米アッシュランド大学は『Fortnite』の大学チームの 選手に奨学金 を支援し、また、最新ゲーム施設を備えることで選手のバックアップを行う。
スウェーデン・アーランダ中等教育学校では 15 年から e スポーツのカリキュラム を開始し、e スポーツの技術や戦略、社会科学やエンジニアリングなどの基礎教養の授業を提供。定員7名に対し、70 人以上の志願があった。	中国教育部は 16 年に、大学や短大・専門学校のカリキュラムの一環として「 e スポーツ活動と管理 」の科目を新たに設けると発表。これを受け、中国伝媒大学は 学部を設置 し、競技技術やイベントの運営、データ分析や心理学など e スポーツについて学ぶ場を提供。募集1年目の17 年は、定員 40 名に対し 6,000 人以上の応募があった。
その他	
韓国ではプロ選手が「稼げる職業」と認識されており、 プロ選手になるための塾 が多数存在する。子供のなりたい職業ランキングの上位にも挙がる。	英スタッフォードシア大学では 18 年9月より e スポーツ専門の学部 を新設し、イベントの運営方法やゲームのユーザーコミュニティの文化などについて授業を提供する。

(出所)総務省レポート、韓国コンテンツ振興院レポート

ダウンロードすることなく、ストリーミング⁹でプレーすることができる。つまり、ハイエンドなゲームを PC やスマホ、コンソールのスペックを問わず誰もが享受できるようになるということだ¹⁰。また、19 年5月に韓国の通信事業企業「SK Telecom」は、ソフトウェア開発会社「Microsoft」と覚書を結び、相互の5G、AI、クラウド技術を活かした新たなプラットフォームの構築に向け協業することを発表した¹¹。また「ソニー」(PlayStation)もかつてライバルであった「Microsoft」(Xbox)と手を結び、新たなクラウドソリューションを開発していくとしており¹²、ゲームのクラウド化に向け各社が動き出している状況だ。

また、VR については、17 年の韓国のアーケードゲーム¹³売上高が VR ゲームの成長により前年対比 121.0%の伸びを記録¹⁴しているため、より精巧な VR ゲームがアーケードのみならず自宅で楽しめるようになる日も近いかもしれない。このようなゲームのプレイスタイルの変化は、e スポーツの魅力を向上させるとともに、産業構造自体を変える可能性を秘めていると言えよう。

e スポーツの発展に向けて

e スポーツはビジネスの成長期にあり、ゲームというコンテンツ自体も常に進化を続けている。世界各国では選手育成の環境整備や教育カリキュラムへの導入などの体制整備も進み(図表6)、また e スポーツが国際的なスポーツ大会の正式種目に採用されるなど、文化としても定着し始めて

⁹ 動画のデータをダウンロードしながら、同時に再生する方式。現在、ソニーや Microsoft、NVIDIA ほか数社がストリーミングのゲームを提供している。

¹⁰ ただし、実際にストリーミングでゲームをプレーするには人の操作とクラウドのレスポンスが遅延なく行われる必要があり、5G 通信の安定性が世界規模で確立されるまでには時間を要する可能性もある。

¹¹ Microsoft 社の 19 年5月 12 日プレスリリースより抜粋

¹² Microsoft 社の 19 年5月 17 日プレスリリースより抜粋

¹³ ゲームセンター等に設置されている業務用ゲーム機の総称

¹⁴ 出所:韓国コンテンツ振興院「韓国ゲーム白書 2018」

【図表7】他地域の普及に向けた韓国の取り組み

ベトナム	ベトナム国営放送局であるVTCではeスポーツ専門放送チャンネルの開設を準備中で、アフリカTVが参加すると見られている。ベトナムの急成長にあわせ、 <u>韓国</u> の関係各所が投資を行っている。
メキシコ	18年、 <u>韓国</u> のeスポーツ協会(KeSPA)とメキシコの同協会(FNDEM)はMOUを締結。メキシコは <u>韓国</u> からノウハウを取り入れていく意向。
アジア	CAPCOM PRO TOUR(以下、CPT)2019が今年も世界各地で開催。CPTは格闘ゲームの技を競い合うプレミアリーグで、タイトルは『ストリートファイター』シリーズ。CAPCOM 公認の地域決勝大会がマレーシア、シンガポール、ベトナム、タイ、 <u>韓国</u> などのアジア地域含む世界各地で行われた。

(出所)Internet World Stats、韓国コンテンツ振興院、各種報道

いる。一方、「ゲームがスポーツ？」と懐疑的な意見や「ゲーム障害」を新たな依存症として認定した国際疾病分類の最新版が世界保健機関(WHO)にて承認されるなど、追い風ばかりでもない。しかし、e スポーツは体の不自由な人や高齢者でも比較的参加しやすいこと¹⁵、世界中のどこからでも参加できることなどは既存のスポーツにはない大きな魅力だ。技術の進歩でルールやプレイスタイルが進化し続ける点も従来のスポーツとは異なる。

さらに、各国も普及に向けてさまざまな取り組みを実施しており、韓国も一役買っている(図表7)。スポーツとしてもビジネスとしても越えるべきハードルはあるものの、今後大きく発展する可能性は前述の通りであり、これからもグローバルに官民の投資が勢いついて、サッカーや野球のようなユニバーサル競技と同様に環境が整い、活気のあふれる産業になってほしいと願っている。

¹⁵ スウェーデンでは、平均年齢 70 歳超のプロチームも存在する。



【Vietnam】

個人所得税

～非居住者および出張者を中心とした留意点～

石井 大輔 FAIR CONSULTING VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

はじめに

近年、個人所得税は移転価格と並んで税務調査で重視されており、金額的重要性も高いことからベトナムに進出した日系企業にとっても注目される論点である。中でも非居住者および出張者の申告については多くの日系企業が対応に苦慮しているように思われる。本稿では基本事項について述べつつ、よくある事例の留意点を含めて説明する。

1. 個人所得税概要

ベトナムに入国し1日でも勤務した場合には個人所得税の納税義務が発生することになる。ベトナムの個人所得税法上、納税者は居住者・非居住者に区分され、課税対象や税率等の取り扱いが異なってくる(図)。居住者であれば全世界所得が個人所得税の課税対象となり、5%から35%までの累進課税となる。非居住者であればベトナム源泉所得に対して一律20%で課税される¹。

個人所得税法上の「居住者」とは、以下のいずれかの条件を満たす個人のことである。

- i. 暦年、またはベトナムに入国した日から連

¹ 全世界所得は支払地を問わずにベトナム国内外で得たすべての所得をいう。ベトナム源泉所得についても同様に支払地を問わない。

【図】居住者、非居住者の課税所得および税率

区分	課税所得	税率
居住者	全世界所得	累進課税
非居住者	源泉所得	一律 20%

続する12カ月のうちベトナムに滞在する期間が183日以上であること。なお滞在日数の計算上、出入国の日はまとめて1日とされる(例:7月14日にベトナムに入国し、7月15日に出国する場合、滞在日数は1日とカウントされる)

- ii. ベトナムに恒久的居所を有する²こと

なお、「ベトナム非居住者」は「ベトナム居住者」以外の個人をいう。

2. 非居住者の個人所得税

ベトナム非居住者に対しては、前述の通り、法令上、課税対象額はベトナム国内源泉所得となる。一方で、ベトナム源泉所得がない場合におい

² 「恒久的居所を有する」とは以下のいずれかの場合をいう。

- i. ベトナムにおける居住関連の法律に基づき登録されている恒久的居所を有する。例えば、外国人の場合には公安省管轄の権限ある当局によって発行された一時居住者カード、または永住居住者カードに登録されている居住物件を所有している。
- ii. 課税年度内に合計日数が183日以上の一つまたは複数の借家契約を締結している。この場合の「借家」にはホテル・ゲストハウス・旅館・勤務する事務所等を含む。

ては、全世界所得をベトナム滞在日数で日割計算した額にベトナムから派生したその他の課税所得を加算した額が課税対象額となる。従って、ベトナムで給与を受け取っていない場合にも、個人所得税の納税が必要になってくる点に留意が必要である。また、個人ではなく会社が税金負担する場合には、グロスアップが必要な点についても留意いただきたい。

3. 短期出張者免税

ベトナムでは一定の要件に該当した場合、免税が可能である。日越租税条約第 15 条第2項によれば、日本からベトナムへの短期出張者が次の条件をすべて満たした場合、その出張者の給与と所得にかかる個人所得税はベトナムにおいて免除される。

1. 暦年の総滞在日数が 183 日を超えないこと
2. 給与等を日本法人が支払っていること
3. 給与等をベトナム法人(または恒久的施設)が負担していないこと

なお、日越租税条約における免税の適用により、個人所得税の免税を受けるには次の書類をベトナム税務当局へ提出する必要がある。

- A) No. 01/HTQT 様式
- B) 居住地国の税務当局が発行する居住者証明書原本
- C) 雇用契約書
- D) パスポートのコピー

ただし、ベトナム法人で社長職についている短

期出張者の場合、免税申請は出来ないと考えられる。

形式的には 2.の要件である「給与等を日本法人が支払っていること」を満たしていたとしても、ベトナム法人の社長という地位であれば、何らかの給与は受け取っているはずとみなされる。さらに、たとえ給与自体が日本で支払われているとしても、当該日本払いの給与はベトナムでの社長職にかかる報酬を払っているとみなされることになる。

つまり真の雇用者はベトナム法人であり、当該 2.の条項を満たさないと租税条約上では解釈される。よって、たとえベトナムでの滞在日数が 183 日未満であっても、租税条約を適用した免税措置が取れず、非居住者としての納税が必要になる点に留意いただきたい。

また、免税については申請時の書類に受領印はもらえるが、完了通知書等は交付されない。実務上は、税務署に問い合わせた際に口頭で回答が得られるケースもあるものの、書面では交付されない点については事前に理解しておく必要がある。

4. その他留意点

外国契約者である日本親会社等とベトナム子会社でサービス契約を締結し、日本から出張者がベトナムに来る場合には、当該ベトナム子会社は、外国契約者が派遣するベトナムへの出張者の個人情報(氏名、国籍、パスポート番号、出張期間、担当業務、所得)を、当該出張者のベトナムでの勤務開始7日前までに税務署に通知する

必要がある³点にも留意したい。

また、ベトナム駐在においては、赴任前にベトナムへ出張していた場合、当該期間についても申告の必要性が指摘される可能性があるため注意が必要である。また、会社の法定代表者に関しては企業登録証明書(ERC)に氏名が記載されるため、適切に申告していない場合、税務調査で指摘されるリスクは高いと推察する。

5. 申告リスク

納税遅延した場合は、日利 0.03%(10.95%/年)の延滞税が発生する。申告誤りによる未納税金が発生、または過剰に還付を受ける場合は、未納税額または過剰に還付を受けた金額の 20%を加算税として支払う必要がある。ただし、税務調査の前に自ら申告誤りに気づき、自主的に修正申告した場合には加算税の 20%は課せられない。脱税と判断された場合には、当該税金額(未納税額、または過剰に還付を受けた本税)の 100%から 300%を重加算税として課される可能性がある。

おわりに

日系企業においては駐在者に関する個人所得税には気を配る一方で、日本からの出張者についても対応が必要な点に気付かず、事後の対応となるケースが実務上、多く発生している。各個人別に対策を講じる必要があり、税務リスクを最小限に抑えるためにも、適時に専門家に相談されることをお勧めする。

³ 通達 111/2013/TT-BTC 参照。



石井 大輔
(いしい だいすけ)
日本国公認会計士
FAIR CONSULTING VIETNAM
JOINT STOCK COMPANY
マネージャー



大手監査法人において、会計監査、内部統制監査業務の他、財務 DD 業務、事業再生計画策定支援や財務モデリング、事業撤退支援、海外子会社管理支援、組織再編支援、原価計算構築支援、連結決算支援をはじめとした各種アドバイザリー業務に従事。2018 年に株式会社フェアコンサルティングに入社。ハノイ事務所にて、日系企業の海外展開支援において会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務に従事している。



【India】

2019 年度インド政府予算案概要

野口 覚司 SCS Global / Corporate Catalyst (India)

はじめに

2019 年5月に開票されたインド総選挙(下院選挙)において、モディ首相率いるインド人民党(BJP)が圧勝し、第二次モディ政権が誕生した。同年7月5日には、ニルマラ・シタラマン財務大臣により、新モディ政権によるインド政府 19 年度予算案の発表が行われた。今回は当該予算案について解説する。

予算案の特徴

今回のインド政府予算案は、「10 年後のインド」をテーマに、以下 10 個のビジョンを掲げ、課題とされている農業・農村地域の改革やインフラの整備等、支援が必要な分野に多くの予算が配分され、新たな政策を提案している印象を受ける。

1. フィジカル・ソーシャルインフラの整備
2. デジタル経済 (Digital India)
3. 汚染フリーのインド (Pollution free India)
4. メイク・イン・インディア (Make in India)¹
5. 水路開拓、河川の洗浄
6. 海洋経済

¹ 自動車、電子等の分野に注力した製造業の振興を目的とした産業政策

7. 宇宙開発
8. 食料の自給と輸出
9. 健康な社会、女性と児童の保護
10. チーム・インディア (最小の政府による、最大の統治)

主な予算配分と主な政策

• 歳入額と歳出額

19 年度の歳出総額は 27 兆 8,634 億ルピーとなり、18 年度(暫定値)と比較して、13.4%の増加となる。歳入の中心となる税収の内訳については、次頁表1の通りである。

なお、GST (Good and Service Tax) は 17 年7月1日より導入されたため、それ以前についての税収は 0 となっている。

また各産業における主な予算配分や政策は下記の通りである。

• 農業改革/農村改革

12 万 5,000km 以上の道路を改良するため、今後5年間で 8,025 億ルピーを配分。また、20 年度から 22 年度までに、すべての人々への住宅手配を目的とした、PRADHAN MANTRI AWAS YOJANA - GRAMIN (通称、PMAY-G) スキーム

の一環で、1,950 万世帯の適格者へ住宅を提供することを約束した。さらに、伝統産業の改革と再生のため、新たなスキーム（通称、SFURTI）を発足することを発表した。これらにより、農業技術の革新、雇用創出や生産性の拡大を図ることを目的としている。

• インフラ開発

今回の予算案では、今後5年間で、インフラ開発に 100 兆ルピーを超える配分を行うことが発表された。現状の歳入からでは賄うのが困難と想定されるが、予算発表時、必要な財源を確保するため、財政にかかる専門委員会を発足させ、加えて、外貨借入の利用も検討していることが発表された。

また、水路開拓プロジェクトを発足すると提案した。船舶が商業航行するのを可能にすることで、物流を改善し、国産品の競争力を図ることを目的としている。

• 自動車分野

インドでのハイブリッド車や電気自動車（以下、EV）の早期導入と製造強化のため、3年間で 1,000 億ルピーの予算配分を提案した。また、ハイブリッド車や EV 関連の GST が 12% から 5% へ引き下げが検討されていることが発表された。これにより、EV やハイブリッド車の需要が高まると想定される。

【表1】グロス税収入内訳

（単位：ルピー）

租税項目	2015-16 実績	2016-17 実績	2017-18 実績	2018-19 見込	2019-20 予算
法人税	4 兆 5323 億 〔31.1%〕	4 兆 8492 億 〔28.2%〕	5 兆 7120 億 〔29.8%〕	6 兆 7100 億 〔29.8%〕	7 兆 6600 億 〔31.1%〕
個人所得税	2 兆 8764 億 〔19.8%〕	3 兆 6460 億 〔21.2%〕	4 兆 3085 億 〔22.5%〕	5 兆 2900 億 〔23.5%〕	5 兆 6900 億 〔23.1%〕
関税	2 兆 1034 億 〔14.5%〕	2 兆 2537 億 〔13.1%〕	1 兆 2903 億 〔6.7%〕	1 兆 3004 億 〔5.8%〕	1 兆 5590 億 〔6.3%〕
物品税	2 兆 8807 億 〔19.8%〕	3 兆 8209 億 〔22.3%〕	2 兆 5943 億 〔13.5%〕	2 兆 5961 億 〔11.5%〕	3 兆 〔12.2%〕
サービス税	2 兆 1141 億 〔14.5%〕	2 兆 5450 億 〔14.8%〕	8123 億 〔4.2%〕	928 億 〔0.4%〕	-
GST	-	-	4 兆 4256 億 〔23.1%〕	6 兆 4390 億 〔28.6%〕	6 兆 6334 億 〔27.0%〕
その他	496 億 〔0.3%〕	433 億 〔0.3%〕	472 億 〔0.2%〕	534 億 〔0.2%〕	695 億 〔0.3%〕
総計	14 兆 5565 億	17 兆 1582 億	19 兆 1901 億	22 兆 4818 億	24 兆 6120 億
州政府配分額など	▲5 兆 1233 億	▲6 兆 1445 億	▲6 兆 7301 億	▲7 兆 6145 億	▲8 兆 913 億

〔〕内は全体に占める割合。

（資料）<https://www.indiabudget.gov.in/budgetglance.php> を基に筆者作成。以下、同。

● 社会保障/生活環境

社会保障面では年商 1,500 万ルピー未満の小売業者や商店に対し、年金制度の導入や、現行の複数存在する労働法を4つにまとめる提案がなされた。労働法の改正内容に関しては、今回の予算案では明らかにされていない。また、生活環境の改善面では、複数の交通料金の支払いを可能にする国家共通の交通カードを発行することが提案された。

● 中小企業のインセンティブ

インドにおけるほとんどの企業は、中小企業といわれ、多くのインド企業が恩恵を受けることができる政策を発表した。具体的には、1,000 万ルピーを上限に迅速なローンを受けられるポータルサイトの設置や、GST 登録を行っている中小企業は、1,000 万ルピー以上のローン契約額に対して2%の割り戻しを享受できることを提案した。

● 外国直接投資(FDI)

外国直接投資分野では、シングルブランド小売業における、現地調達率 30%以上という既存の条件の緩和が発表された。なお、規制緩和の具体的な内容は明らかにされていない。また、保険仲介業は現在 49%を上限に外国直接投資が認められているが、100%まで上限を引き上げること、加えて、航空業、メディア業および保険業についても更なる規制緩和が検討されることが発表された。

直接税の主な改正事項

続いて、直接税の主な改正事項について、解説する。今回の予算案で改正された事項は、下

【表2】法人所得税の基本税率

法人区分		税率
内国法人	小規模/新規設立法人	25%
	その他	30%
外国法人		40%

記の通りとなる。

● 法人所得税

基本税率については、表2の通り、従前より税率の変更はないが、軽減税率(25%)適用会社の総売上高基準が年間 25 億ルピーから 40 億ルピーへ範囲が拡大された。インド政府は、この改正によって、およそ 99%以上の企業が恩恵を受けることができると見込んでいる。なお、追加税(以下、Surcharge)は課税所得1,000 万ルピー超の場合、内国法人7%、外国法人2%、課税所得1億ルピー超の場合は、内国法人 12%、外国法人5%と変更なく、教育目的税も4%から変更はない。

● スタートアップ企業への優遇措置

スタートアップ企業における欠損金の引き継ぎと相殺における株主保有継続の条件が緩和された。また、キャピタルゲイン課税の諸要件も緩和された。具体的には、免税期限が19年3月31日から21年3月31日まで延長、最低株式保有の条件が50%から25%に引き下げ、ならびに、新規購入資産の保有期間が5年から3年に引き下げとなった。

● 源泉徴収税の範囲拡大

一部の取引において、源泉徴収義務の範囲が拡大され、以下の取引は、源泉徴収義務が発生する。

- ・ 一定の個人に対する専門家費用が年間 500 万ルピーを超える場合、5%の源泉徴収が適用
- ・ 年間で 1,000 万ルピーを超える現金の引き出しがある場合、2%の源泉徴収が適用

● 個人所得税

基本税率については変更なく、表3の通りとなる。Surcharge については、年間所得が 2,000 万ルピー超の個人については、税率が引き上げとなっている。具体的な税率は表4の通りとなる。

これにより、2,000 万ルピー超の個人の実効税率は、3%～7%引き上がることとなる。

● 申告書提出義務が生じる取引の拡大

年間 1,000 万ルピー超の当座預金残高がある場合、年間 20 万ルピー超の外国旅行の支出を行った場合、または年間 10 万ルピー超の電気料金を支払った場合のいずれかに該当する個人は税務申告をしなければならない。

● 利息控除

低価格住宅または電気自動車(EV)の購入のために借入を行う場合、当該ローンにかかる利息控除が 15 万ルピーまで認められる。

間接税の主な改正事項

最後に、間接税について解説する。主な内容は下記の通りである。

● 基本関税

Make in India の推奨を目的とし、多くの品目に

【表3】個人所得税の基本税率

課税所得額(年間)	税率
～25 万ルピー以下*	0%
25 万超～50 万ルピー	5%
50 万超～100 万ルピー	20%
100 万ルピー超～	30%

*高齢者(60～80 歳に達した個人)に対する基礎控除額も、30 万～50 万ルピーと変化はない

【表4】Surcharge の税率

課税所得	税率
500 万ルピー超	全額に対し 10%
1,000 万ルピー超	全額に対し 15%
2,000 万ルピー超	全額に対し 25%
5,000 万ルピー超	全額に対し 37%

かかる基本関税が引き上げとなっている。主に、シートやミラーなどの自動車部品は 10%から 15%、新聞紙やコート紙は0%から 10%、プラスチックやセラミック製の建設資材は 10%から 15%への引き上げとなった。また、ガソリン、高速車両用ディーゼルにかかる道路・インフラ目的税が1リットルあたり、8ルピーから9ルピーへ引き上げられた。

● GST

GST 登録時に AADHAAR(国民識別番号)またはその他の方法を通じて、身元を特定する手続きを必須とすることや、中央物品税およびサービス税の係争途中案件を解決するための制度が導入された。また、GST 評議会の推進により、商品のみを扱う事業者の GST 登録基準が、200 万ルピーから 400 万ルピーへと引き上げとなった。

おわりに

今回の予算案の多くは、課題となっている分野

への配分や、農村地域、中間層および貧困層向けの政策が多く見られる。一方で、基本関税の引き上げ、外国直接投資規制の緩和、加えて、軽減税率適用企業の範囲拡大など、日系企業がインドでビジネスを行う上で影響を与える政策や改正事項も発表されている。第二次モディ政権が、日系企業にとってインドでのビジネスがより容易となるような改革を行っていくことを願いつつ、引き続き注目していきたい。



野口 覚司(のぐち さとし)

公認会計士(日本)
SCS Global
Corporate Catalyst (India)
Senior Manager



慶応義塾大学経済学部卒。大手監査法人にて金商法監査および IPO 支援に従事後、2016 年 10 月より SCS グループに参画し、海外親会社からのリファーマル監査等の保証業務および税務・会計に関するアドバイザリー、決算早期化支援等のコンサルティング業務に従事。18 年 7 月より、ジャパデスク統括として、CCI へ参画し、日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスを提供している。



【China】

中国増値税改正の概要

内川 和典、薛 冰 グラントソントン中国(広州)

はじめに

近年、中国における経済成長速度が鈍化してきたことから、中国企業の税金負担の緩和を目的として、2019 年3月5日の政府活動報告および3月20日の国務院常務会議において、李克強首相より企業の増値税負担軽減策が示された。中国財政省、国家税務総局および税関総署は3月21日に「増値税改革の深化に関する政策の公告」(財政省、国家税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号)を正式に発表した。本稿では改正の主な内容や注意点について紹介する。

「増値税改革の深化に関する政策の公告」の主な内容

1. 増値税率の引き下げ

企業の増値税負担を軽減するため、19 年4月

1日より、製造業などの増値税率を引き下げ、輸出還付率と農産物の仕入れにかかる控除率も同時に調整した(表1)。

2. 仕入増値税額の控除範囲の拡大

詳細は次頁表2の通り。

なお、表2の国内の旅客運輸サービス費用にかかる仕入増値税額控除にかかる控除額計算式は、次頁表3の通り。また、当該増値税控除政策については、下記の点に注意が必要である。

- ・ 増値税控除対象となるのは国内の旅客運輸サービスのみであり、海外の旅客運輸サービスは対象外
- ・ 控除対象となる証憑は、19 年4月1日以後に取得したもの

【表1】増値税率新旧対照表

改革の内容	変更後	変更前
貨物の販売や輸入(一部物品を除く)、加工補修役務、有形動産リース	13%	16%
一部の物品販売と輸入、交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リース、不動産販売、土地使用権譲渡	9%	10%
農産物(生産販売または委託加工に使用されるものを除く)	控除率:9%	控除率:10%
農産物(生産販売または委託加工に使用されるもの)	控除率:10%	控除率:13%
現行課税率・還付率共に16%の商品	還付率:13%	還付率:16%
現行課税率・還付率共に10%の商品	還付率:9%	還付率:10%
現行還付率13%の海外旅客免税商品	還付率:11%	還付率:13%
現行還付率9%の海外旅客免税商品	還付率:8%	還付率:9%

(資料)「増値税改革の深化に関する政策の公告」(財政省、国家税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号)。以下、同。

【表2】仕入増値税控除新旧対照表

改革の内容	変更後	変更前
国内の旅客運輸サービス費用にかかる仕入増値税控除	国内の旅客運輸サービス費用を仕入増値税控除の対象とし、控除税額は、航空機や鉄道、船舶等の運賃額から控除額計算式で算定(表3)	国内の旅客運輸サービス費用は仕入増値税控除の対象外
不動産の取得にかかる仕入増値税の全額控除	不動産の取得にかかる仕入増値税は、19年4月1日から全額控除可能 ¹	16年5月1日以降に取得した不動産にかかる増値税は、2年間で控除可能(一年目60%、二年目40%)
生産、生活サービス業 ² の事業者を対象に、仕入増値税額に10%を加算	生産、生活サービス業の事業者を対象に、19年4月1日から21年末までの時限措置として、仕入増値税額に10%を加算した金額が控除可能	加算控除制度なし

¹ 19年3月31日までの控除留保税額は、19年4月の申告時に全額控除する。

² 生産、生活サービス業には、不動産仲介業やコンサルティング業等が該当する(具体的な範囲は「売買サービス、無形資産、不動産」。財税[2016]36号「营业税改征増値税试点实施办法」参照)。生産、生活サービスに関連する売上が売上全体の50%を超える納税者が加算控除の対象となる。

【表3】国内旅客運輸サービス費用の仕入増値税控除にかかる証憑と控除額計算式

関連証憑	仕入増値税額
増値税専用発票	発票に記載されている税額
増値税電子発票	発票に記載されている税額
旅客の身分情報が記載されている航空券	仕入増値税額=(運賃+燃油サーチャージ)÷(1+9%)×9%
旅客の身分情報が記載されている鉄道切符	仕入増値税額=運賃額÷(1+9%)×9%
旅客の身分情報が記載されている道路、水路等のその他切符	仕入増値税額=運賃額÷(1+3%)×3%

- ・ 社内福利支出、接待支出、免税項目にかかる仕入増値税は控除対象外
 - ・ 宛名が会社となっている増値税発票が必要(宛名が個人名のもの不可)
 - ・ 増値税電子発票も控除証憑として認定
 - ・ タクシー代の領収証は旅客の身分情報が記載されていないため、控除証憑に非該当
 - ・ 増値税申告時に、国内の旅客運輸サービス費用にかかる仕入増値税は増値税申告表の添付資料(二)第10行目の(四)当期
- 控除する旅客運輸サービス仕入増値税に記載
- また、同じく表2の生産、生活サービス業の加算控除については、下記の点に注意が必要である。
- ・ 売上額の計算
 - 1) 19年3月31日以前に設立した会社は、18年4月から19年3月まで(一年未満の場合、設立から19年3月まで)の売上額で計算。要件を満たした場合、19年4月から加算控除優遇政策が適用
 - 2) 19年4月1日以降に設立した会社は、

設立してから売上発生以後3カ月の売上額で計算。要件を満たした場合、一般納税者となった日から加算控除優遇政策が適用

- ・ 売上割合を計算する際に、免税売上は除外しない
- ・ 加算控除優遇政策に該当するか否かの判断は年次で実施
- ・ 加算控除優遇政策の適用対象は一般納税者のみであり、小規模納税者は対象外
- ・ 加算控除を適用した仕入増値税に取り消しがあった場合、加算控除金額を含めた戻し入れ処理が必要
- ・ 納税者が加算控除優遇政策の要件を満たしている場合、申告時に加算控除を行ってなくても、翌月以降の申告時に遡及して控除することが可能
- ・ 納税者の輸出販売と海外役務提供および海外取引にかかる仕入増値税は、加算控除の対象外

3. 増値税期末控除留保税額の還付

19 年4月1日より増値税還付制度が試行され、下記の条件を満たした納税者は、増値税期末控除留保税額の還付を申請することができる。

1. 19 年4月1日より留保税額が連続6カ月増加、かつ6カ月の累計増加額が 50 万円を超過
2. 納税信用等級が A または B

3. 還付申請前の 36 カ月以内に、留保税金還付、輸出税金還付および増値税専用発票の発行にかかる虚偽行為を行ったことがない
4. 還付申請前の 36 カ月以内に、脱税行為で税務機関に2回以上処罰されたことがない
5. 19 年4月1日より、『即徴即退』、『先徴後退』の優遇政策を享受していない

増値税期末控除留保税額の還付政策については、下記の点に注意が必要である。

- ・ 業種を問わずすべての納税者が適用対象
- ・ 還付額の計算式は、以下の通り

還付可能な増値税期末控除留保税額

= 増量留保税額 × 仕入増値税額割合 × 60%

- 1) 増量留保税額とは、19 年4月1日以降に増加した留保税額
 - 2) 仕入増値税額割合とは、税金還付申請期間に控除した増値税専用発票、税関輸入増値税専用納税書およびその他増値税納税書に記載する仕入税額が、発生した仕入増値税総額に占める割合
- ・ 加算控除が適用された税額は、還付対象外

まとめ

中国は税制上の整備が進み申告が容易になったため、申告届出方式が主要な方法となってきている。すなわち、税制上の優遇政策適用等の税務判断および申告の主導権は企業にあり、申告後の税務調査等のリスクを負わなければならない。今

般の増値税改革による優遇措置の適用可否についても企業が自主的に判断しなければならず、中国政府は納税者に対して税制改革に関する深い理解を要求している。このため、政策発表後に国家税務総局や各地方支局から公布された解説資料等を理解することが、関連する税務リスクを避ける有効な手段となる。



内川 和典
(うちかわ かずのり)
グラントソントン中国(広州)
マネジャー
日本公認会計士



薛 冰
(Xue Bing)
グラントソントン中国(広州)
シニアマネジャー
中国公認会計士



3年半の台湾留学から帰国後、2012年公認会計士論文式試験合格。13年1月に太陽有限責任監査法人(グラント・ソントンの日本におけるメンバーファーム)に入所し、主に情報通信業や小売業の法定監査および精密機器メーカーの上場支援準備業務に従事する。17年7月よりグラントソントン広州に着任。ジャパンデスクとして日系企業を対象に監査・税務・アドバイザリー業務をサポートしている。

日本で4年間の留学経験があり、2011年9月から大手会計士事務所中国分所の監査部門に務め、主に製造業、不動産業およびIT業の法定監査と上場監査業務に従事した。現在、グラントソントン広州日本デスクの地域責任者として勤務し、日系企業を対象に監査・税務・アドバイザリー業務を提供している。



【China】

労働法実務

～産休期間中における女性従業員の福利厚生～

潘 立冬、頼 宇慧 広東育資法律事務所

全国人民代表大会常務委員会は2015年12月27日、人口および出産計画法の修正案を可決し、16年1月1日より「全面的な二人っ子」政策を正式に実施した。新しい生育計画法に適應し、「全面的な二人っ子」政策を実施するため、各省政府部門は管轄行政区域内の出産計画条例を改正した。本稿は中国の法律・法規、地域政策および広東省の最新条例などにに基づき、広東省における女性従業員の産休期間中の福利厚生制度を整理したものである。

1 広東省内における女性従業員の産休日数

「女性従業員労働保護特別規定」第7条によると、出産予定の女性従業員は98日の出産休暇を享受し、そのうち産前に15日休むことができる。難産の場合には、出産休暇が15日増加する。多胎出産の場合には、出産した子の数が1人増えるごとに産前休暇が15日ずつ増加する。妊娠4カ月未満で流産した場合は15日の産前休暇を、4カ月過ぎて流産した場合は42日の産前休暇を享受する。

また、16年1月1日に公布・実施された新「広東省人口および出産計画条例」第30条は、「法律・法規の規定に合致した出産の場合、女性従業員は80日の奨励休暇を享受する。」と定めている。

つまり、新条例の規定によって、広東省で就業する女性従業員の出産に関する奨励休暇は従前の30日から80日までに延長され、これら女性従業員が享受できる産休日数は合計で178日までに増加したことになる。さらに、新条例では、出産した子が何人目かにかかわらず、法律・法規に合致した出産であれば、女性従業員は、80日の奨励休暇を享受できると定めている。

2 産休期間中における賃金の支払および出産補助

2.1 産休期間中の賃金

女性従業員の産休期間中、使用者は通常の労働を行っているものとみなし、通常の作業時間の賃金を支払わなければならない。女性従業員の産休待遇には、出産補助および出産・流産にかかる医療費用を含む。適法に出産保険に加入している場合は、前述の産休待遇はすべて出産保険基金から支払い、加入していない場合は、使用者の負担となる。

「女性従業員労働保護特別規定」第8条の規定によると、女性従業員の産休期間中における出産手当は、すでに出産保険に加入している者については雇用単位の前年度における従業員の月平均賃金の基準に従って出産保険基金から

支払い、出産保険に加入していない者については女性従業員の産休休暇前の賃金の基準に従って使用者が支払う。

「広東省人口出産契約条例」第 30 条によると、法律に定める産休期間中においては、賃金の支払い、福利待遇および皆勤手当の付与に影響しない、と定めている。

「広東省賃金支給条例」第 19 条によると、労働者の適法な帰省、結婚、忌引、産休、看護、計画出産休暇等の休暇期間中において、使用者は通常の労働とみなして通常の作業時間の賃金を支払わなければならない。同法第 54 条第(1)項に基づき、賃金とは、使用者が労働関係に基づいて、労働者が提供する労働の量および質に応じて、貨幣形式にて労働者へ支払うすべての労働報酬を指す。一般的には、各形式の賃金(時間給、歩合給、職位賃金、職務賃金、技能賃金などを含む)、賞与、手当、補助、正常労働時間外および特別の状況下に支払う労働報酬に属する賃金収入を含む。

2.2 産休待遇の申請

通常、出産保険を設ける地域において、使用者が適法に出産保険に加入している場合の産休待遇の申請方法は以下の通りである。

(1) 出産補助(産休期間中に支払う賃金に相当)

- ① 女性従業員の産休休暇を享受する前の賃金基準に基づき、使用者は女性従業員に産休期間中の賃金を支払う
- ② 出産後、女性従業員の提供した証憑により、使用者が社会保険部門へ当該女性

従業員の出産補助を申請

- ③ 社会保険部門は確認後、使用者へ当該女性従業員の出産補助を支給
- ④ 産休期間中において、使用者がすでに法律にしたがって女性従業員へ産休の賃金を支払ったため、使用者は当該出産手当を再度女性従業員に支払う必要はなく、自社の資金として専用することが可能¹

(2) 医療費用への補償

- ① 女性従業員が出産に必要な医療費用を立て替えて支払う
- ② 出産後、医療費用の各証憑を使用者へ提出し、使用者がこれをもって社会保険部門へ医療費の清算を申請
- ③ 社会保険部門は確認後、使用者へ当該女性従業員の医療費用を支給
- ④ 使用者がこれらの医療費用を女性従業員へ返還

3 産休期間中におけるボーナスの支払い

実務上、女性従業員の産休期間中においてボーナスを支払う必要があるか否かに関し紛争がよく発生するが、支給の要否はボーナスの支給基準または考課条件などによって異なる。「ボーナス」と名付けられていても、実際には通常の労働の対価の一部で賞与ではない項目に関しては、産休期間中の法定待遇に差異をもたせないこと

¹ 出産補助は産休期間中の賃金に相当し、適法に社会保険に加入した使用者への補助と認識してもよい。ただし、女性従業員の賃金と出産補助の金額に相違がある場合は、金額の高いほうを女性従業員に支給する必要がある。また、出産保険に加入しなかった場合は、これらのお産補助を取得することはできない。

が多い。

3.1 通常の労働の対価とみなされるボーナスの場合

上述の 2.1 の分析に照らし、出勤状況のみによって評価されるボーナス²の場合、当該ボーナスは実質的に従業員全員に対する固定奨励金であるため、使用者は、当該ボーナスを賃金の一部として、産休期間中の従業員が通常通り出勤したとみなし、全額支払わなければならない。

3.2 特定条件に基づく賞与としてのボーナスの場合

仮にボーナスの考課条件が出勤状況だけではなく、従業員の業績や会社への貢献度等（業績指標）にも関わっている場合、当該ボーナスは業績ボーナスに類似するものとみなされる。

現在の法律・法規には、使用者が必ずボーナスを支給しなければならないとは定めていない。ボーナスは、通常、使用者と従業員との間での明確な契約または会社の規定により支給するものである。実務上、使用者と従業員との間にボーナスに関する契約がなければ、使用者は従業員の仕事のパフォーマンスに基づき、支給の有無や金

額を自由に決めることができる。

以上をまとめると、従業員が産休期間中においてボーナスを支給されるか否かは、使用者の規則制度、使用者と従業員との契約、ボーナスの支給システムなどによって異なるため、司法実務においても紛争が生じやすいと言える。会社の規則制度または従業員との契約が不明確な場合は特に紛争が発生しやすいので、使用者として注意が必要である。

4 結び

産休期間中の福利待遇は、従前より使用者と女性従業員双方に関心が高い分野であり、特に「全面的な二つ子」政策の実施後はより大きな注目を集めている。当該福利厚生運用を誤ると、使用者は人件費関連コストの大幅な上昇や、労使関係の悪化に悩まされることになる。従って、使用者が女性従業員の産休期間中の各事務を取り扱う際は、法令等に適切に従っているかどうかを慎重に確認しながら行うべきである。

潘 立冬

広東育資法律事務所
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士



中山大法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員 中山大大学院法学研究科修了、米セントルイス・ワシントン大ロースクール修了、1998 年中国にて弁護士登録、2004 年米ニューヨーク州弁護士資格取得。会社法、企業の合併・清算、労働法、不動産業務、知的財産保護、保険法、商法、海商仲裁および訴訟等の分野で、豊富な経験を有する。

頼 宇慧

広東育資法律事務所
高級業務マネージャー
(業務日本部)



中国人民大学法律修士、上智大学法学部交換留学。日本で約 3 年の勤務経験を有し、高度な日本語能力と、日本企業の経営・管理方法および日本人の考え方を熟知。広東敬海法律事務所広州本部で勤務。(日本) 森・濱田松本法律事務所東京本部で研修。日系企業の活動と会社法に関わる実務経験を大量に積んでいる。

² 例えば皆勤手当、年末の 13 月目の賃金等。



【China】

中国における内部監査のポイント

古矢 義和 フェアコンサルティング(上海)深圳支店

海外子会社へのガバナンス強化の必要性の増大

日本の人口が大幅な減少に転じる中、日系各社は海外進出を積極化しています。海外売上高を増やすことで事業規模縮小に歯止めをかけ、将来的な成長を目指すという動きは当然のことかと思われそうですが、他国に会社を持つことで、その会社のガバナンスも含めた対応が必要となります。一部日系企業で報じられているような不適切会計や横領の背景には、ガバナンスが十分にきかず、それが不正につながってしまったということが挙げられます。そして、このガバナンス強化の一つの手段として、内部監査の重要性が昨今、議論されるケースが少なくないと感じます。

内部監査の困難性と分業による効率化

海外に進出する場合、その国で定められた制度を理解する必要があります。すべての制度というわけではありませんが、税務・税関・労務等の法律は多岐にわたり、進出国の法令を遵守しながら経営が行われていることをしっかりチェックしていく必要があります。そして進出国が多くなればなるほど、内部監査の期待と負担が高まっていくというのが現実が発生している問題だと考えます。

以下は通常の内部監査手続きのサンプルとなりますが、中国特有のポイントがどこになるかについて、解説を行っていきます。

会計面のポイント

次頁図1は会計に関する内部監査でヒアリングが行われる一般的な項目のリストとなります。

中国の会計面における最大の留意点は、税務基準(=発票主義)といっても過言ではありません。発票主義で仕入・売上が処理されている場合、その財務諸表は会社の実態を表しているとは言えません。会社の帳簿が税務基準で処理されている場合、発生主義で処理する場合との差異が適切に把握され、かつそれが適時に消し込まれていることを確認されている状態が必須となります。

在庫については、税務基準で会計処理が行われているケースでは、会計上の在庫と実在庫が一致することはありません。例えば、出荷済発票未発行の場合、実際の在庫は出荷済みのため減少していますが、発票未発行のため会計処理が行われておらず、会計上の在庫は減少していないことになります。したがって、会計上の在庫に発票未発行未入手の調整を行ったうえで会計上の理論在庫を先に計算し、その理論在庫と実在庫の照合を行うことで、初めて適切な棚卸が実行できることになります。このポイントをしっかり押さえて、在庫に関するヒアリングを行うことが肝要です。

また、内部監査において直接在庫を確認する際には、箱の中身も確認するくらいの意識でチェ

【図1】会計に関するヒアリング項目一覧

項目	監査手続
運営体制	➤ 会計人員および役割 ➤ 会計情報の共有状況(上司による、各担当が作成する資料の閲覧可否) ➤ 業務ローテーションの状況 ➤ 会計帳票の整理状況
決算書と明細の整合性	➤ 対象期間の決算書と各勘定科目内訳書の整合性
現金	➤ 現金実査実施頻度とチェック体制 ➤ 現金実査表と勘定科目残高の整合性 ➤ 簿外現金の有無
預金	➤ 預金口座別明細表と Bank Statement の残高の照合
売上計上と売掛債権	➤ 年度監査時の会計事務所による残高確認実施状況 ➤ 売上計上基準(発票基準、発生基準) ➤ 発票基準と発生基準の差異に対する管理状況 ➤ 売掛債権の年齢分析表の入手、入金状況のサンプルチェック ➤ カットオフのチェック(発票基準による売上計上もしくは出荷基準による売上計上の確認) ➤ 与信管理制度の概要 ➤ 回収不能債権に対する対応状況
在庫	➤ 長期滞留の確認 ➤ 棚卸の実施状況(在庫数量の管理体制) ➤ 単価情報の正確性(サンプル証憑突合) ➤ 在庫の年齢分析表の入手、評価減の要否 ➤ 原価計算方法(関連勘定および根拠エクセル等の勘定連絡分析、製造部門設定の把握)
固定資産	➤ 棚卸の実施状況 ➤ 償却計算の妥当性 ➤ 遊休資産の有無
仕入計上と仕入債務	➤ 仕入計上基準(発票基準、発生基準) ➤ 買掛金の支払漏れ、長期滞留(年齢分析表の閲覧)
支払業務	➤ 現金、手形・小切手、銀行振込(国内)、銀行振込(国外)、ネットバンキングのそれぞれの業務における担当者と承認者、承認過程
引当金	➤ 各種引当金の計上の要否
未収入金・未払金	➤ 長期滞留の有無

ックを行うことが必要です。在庫以外の資産についても、極力実物もしくは実物の存在を証明する資料を直接確認してください。

税務面のポイント

次頁図2は税務に関する内部監査でヒアリングが行われる一般的な項目のリストとなります。

各税制について割愛しますが、ポイントは、税務

【図2】税務に関するヒアリング項目一覧

項目	監査手続
運営体制	➤ 税務税関人員および役割
税務調査	➤ 税務当局のランキング(格付け) ➤ 税務税関調査の実施状況(現地調査、フィードバック)
企業所得税	➤ 企業所得税確定申告書の計算の正確性 ➤ 損金計上済費用の、損金算入可否の項目(罰金や引当金等の損金否認項目) ➤ 優遇税制の適用がある場合、適用の妥当性 ➤ 移転価格税制への対応状況
個人所得税	➤ 個人所得税月次申告の計算の正確性 ➤ 出向者の申告範囲の妥当性
増値税	➤ 増値税月次申告書の計算の正確性 ➤ 仕入増値税発票の認定、販売増値税発票の発行状況、発票に基づく財務処理状況を把握 ➤ 財務上で集計された増値税に関する勘定科目の金額と納税申告資料の整合性 ➤ 輸出増値税還付の計算の適正性(メーカーの場合は免・低・退) ➤ 仕入税額控除不能およびみなし販売の処理の妥当性
関税	➤ 輸入された商品、原材料、設備等の通関および納税資料・納税状況 ➤ 保税委託加工に関する処理の妥当性
その他税目	➤ その他の税目の申告、納税状況と管理状況 ➤ 国外非貿易送金の際の備案の状況および PE 認定による源泉税納税の状況

当局が各会社に対して行っている税務コンプライアンスの格付け(納税信用管理制度、国家税務総局公告 2018 年第8号・国家税務総局公告 2014 年第 40 号)の確認です。

内部監査の視点と税務当局の視点は、適切な申告が行われるべきという点は同じですので、税務当局が対象会社をどのように評価をしているかを把握することは、価値があることと考えます。また、複数の子会社を保有している場合、毎年内部監査を実施することも難しくなります。前年度の評価が翌年の4月に更新されますので、この格付け情報だけでも毎年各会社から収集しておくこともあわせてお勧めします。

労務面のポイント

次頁図3が労務に関する内部監査でヒアリングが行われる一般的な項目のリストとなります。

労務面では、規程の整備状況とその運用について、それぞれ監査をすることが求められます。中国では労働者有利の法律が多く存在しており、また従業員も労働関係に関する法律には精通しています。従業員と紛争が発生した際に正当性を主張できる状態にしておくことが重要となります。

例えば、従業員が入社する際は雇用契約を締結するだけでなく、就業関係の規程を適切に説明し、従業員が同意していることの証跡を残すことが求められます。運用においては、従業員が本来得られる利得(残業代、有給買取代、病欠手当)等が適切に支払われていることを、法律に即して確認を行う必要があります。

おわりに

上述の通り、中国特有の視点が相当数あり、内部

【図3】労務に関するヒアリング項目一覧

項目	監査手続
運営体制	➤ 労務人員および役割
労働法規	➤ 就業規則の内容 ➤ 全従業員との雇用締結の状況（雇用契約に記載すべき事項の網羅性）
人事制度の整備	➤ 人事評価方法の種類（役職別、職能別） ➤ 考課の頻度と運用状況 ➤ 賞与査定の方法
教育・人材育成	➤ 階層別の教育プログラム
入社	➤ 入社時における従業員への確認事項の充分性 ➤ <u>就業規則の説明の徹底状況</u>
運用	➤ 基本情報（勤務形態、従業員数等） ➤ <u>標準労働時間制、不定時労働時間制、総合労働時間制の運用状況</u> ➤ 社会保険・住宅積立金の計算基礎 ➤ <u>労働時間管理の方法と残業代の支給状況（法定休日、通常休日、平日残業による個別管理）</u> ➤ <u>有給買取の実行状況</u> ➤ <u>病欠手当の申請状況</u> ➤ 個人情報である人事情報の管理状況 ➤ 労働組合との関係
退社	➤ 退職時の手続きの充分性 ➤ 退職時の秘密保持契約の締結状況 ➤ 経済補償金の発生状況

監査の重要性の高まりに対して、内部監査担当の負担が高まることは避けられない状況です。当然、内部監査担当の自己啓発は必要になりますが、ガバナンス強化という視点において、企業グループ全体としての内部監査への積極的な取り組みが求められることになると考えます。



古矢 義和

（ふるや よしかず）

フェアコンサルティング（上海）

深圳支店

マネージャー

日本国公認会計士



有限責任監査法人トーマツにて主に製造業や IT 企業に対する法定監査および上場支援業務に従事。また、日本の大手税理士法人や香港現地の会計事務所にて各種税務申告業務および税務アドバイザリー業務に従事した経験も持つ。これまでの経験を活かし、日系企業および香港企業に対して、日本側および香港側の事情も考慮した、税務、会計および内部統制等に関する総合的なアドバイスを行い、中国進出・ビジネスのサポートを行っている。



【アジア経済情報】

マレーシア
～景気は減速傾向となる見通し～

稲垣 博史 みずほ総合研究所

実質 GDP 成長率は2四半期連続で低下

2019 年1～3月期(1Q)の実質 GDP 成長率は、前期比年率+4.4%と前期(同+5.2%)から2四半期連続で低下した。中国で在庫調整圧力があることから、中国向けを中心に財貨・サービス輸出は前期比年率▲7.7%と大きく減少した。輸出減少が企業や消費者のマインドを悪化させたことから、個人消費は減速し、また総固定資本形成は大きく減少した。一方、財貨・サービス輸入が2ケタ減となったことと、在庫投資の寄与度拡大が成長率を下支えするかたちとなっており、景気実態はかなり悪い状態だったといえよう(図表1)。

3月の就業者数増加率は前年比+2.1%で、11月に同+2.5%を記録してから4カ月連続で低下した(図表2)。輸出減少などを背景に、雇用環境の改善ペースが鈍化している。4月の消費者物価指数(CPI)

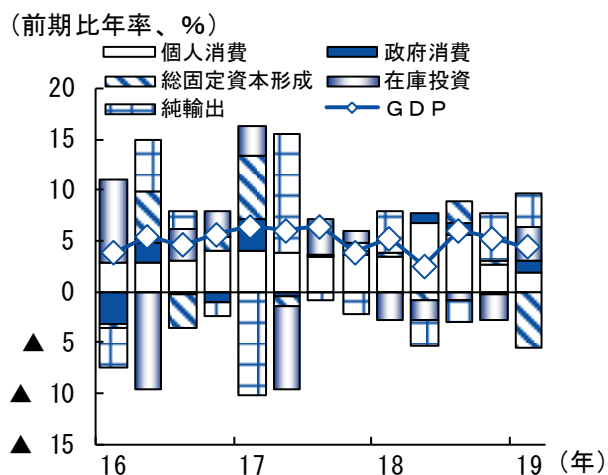
上昇率は、前年比+0.2%と低水準での推移が続いている。価格変動が激しい品目を除いたコアCPI上昇率は、前年比+0.5%と3月から横ばいだった。

成長率の低下、就業者数の伸び鈍化、低インフレなどの状況から、マレーシア中央銀行は5月7日、0.25%PT の利下げに踏み切り、翌日物政策金利を 3.0%とした。利下げは 16 年7月以来。

今後の景気は減速傾向

今後を展望すると、景気は総じて減速傾向となるだろう。米中摩擦が長引いていることに加え、米国経済の減速も予想されることから、輸出環境の改善が見込みにくいためである。輸出立国であることから、民需も伸び悩む見通しだ。政府が財政再建を重視するなか、財政による景気下支えも限定的であろう。実質GDP成長率は、19 年が+4.6%、20 年が+4.0%と予測する。

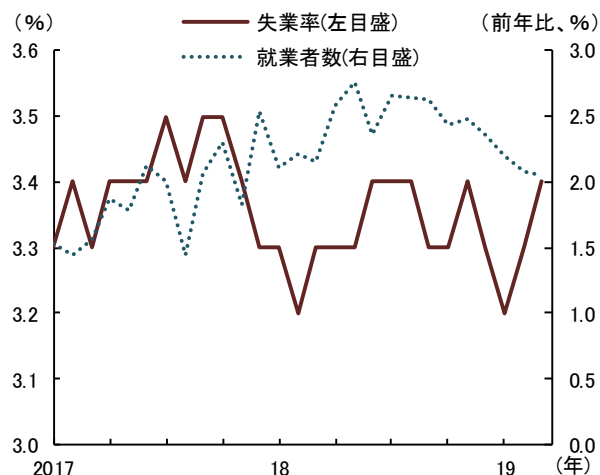
図表1 実質GDP成長率



(注)在庫投資は、全体から各項目を控除した残差

(資料)マレーシア統計局より、みずほ総合研究所作成

図表2 失業率と就業者数



(資料)マレーシア統計局より、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2018 年 12 月発行 第 78 号

- ・ 中国の拠点再編や移転における労務問題
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(前編)
- ・ India: インドにおけるDDの発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～
- ・ Vietnam: 支払利子の損金算入に関する規制
- ・ Malaysia: 2019 年度マレーシア予算案における税制改正
- ・ Australia: 豪州税制における仮想通貨の取り扱い
- ・ Taiwan: 台湾会社法改正の概要
- ・ China: 中国生態環境保護法および最新事例の解説
- ・ Hong Kong: 香港における競争禁止条項の妥当性

2019 年 1/2 月発行 第 79 号

- ・ 2018 年下期為替市場の回顧と 2019 年の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 香港の賃金動向～2018 年の回顧と 19 年の展望～
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(後編)
- ・ Indonesia: 徴税強化に有効な OSS システム
- ・ India: インドにおける GST 監査の概要と留意点～
- ・ Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、税務および会計
- ・ China: インターネット法院による事件審理の若干問題に関する規定
- ・ China: 中国における外国籍社員の個人所得税優遇策の規定変更およびその解説
- ・ China: 在中国日系企業の昇給率と華南地区における人事労務の課題
- ・ Hong Kong: 香港における移転価格税制のアップデート
- ・ Hong Kong: 日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能

2019 年 3 月発行 第 80 号

- ・ 中国および香港の新エネルギー車市場の現状～政府支援による急速成長の裏にある潜在的な課題～
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(3)リスクヘッジ先として期待高まるベトナム
- ・ Thailand: タイにおける国際ビジネスセンター(IBC)制度の導入に関する解説と考察
- ・ India: インドのリース会計～IFRS 第 16 号および Ind AS116 の概要～
- ・ Vietnam: ベトナム投資法の改正案
- ・ Myanmar: マレーシア最新税務動向

- ・ Taiwan: 労基法改正後の残業代計算方法
- ・ Hong Kong: 香港における雇用契約の終了 (1)

2019 年 4 月発行 第 81 号

- ・ 勃興する深圳ベンチャー企業 II～紅いシリコンバレーの今と躍動する深圳ベンチャー企業～
- ・ Vietnam: 付加価値税控除・還付の留意点
- ・ Indonesia: インドネシア特有の就業ルール(1)
- ・ Singapore: シンガポール 2019 年度予算案～税制改正の概要～
- ・ China: 中国独占禁止法執行に関する三事件の概要と解説
- ・ China: 中国の新個人所得税の新計算方法(累計ベース)

2019 年 5 月発行 第 82 号

- ・ グローバル完成車メーカーを目指す中国企業
- ・ 米中貿易摩擦への対応とプラスワン(4)ベトナムシフト急ぐ外資企業と高まる懸念
- ・ India: インドにおけるデジタル化とオープンイノベーション
- ・ Indonesia: インドネシア特有の就業ルール(2)
- ・ Australia: 豪州税制における FBT と 2020 年度予算案
- ・ Hong Kong: 香港における雇用契約の終了(2)
- ・ Asia: アジア地域で人材を最大限活用するための要諦

2019 年 6 月発行 第 83 号

- ・ 米中中国の景気減速・米中貿易摩擦を懸念する日本企業～2019 年 2 月アジアビジネスアンケート結果より～
- ・ Philippines: フィリピン会社法改正
- ・ Vietnam: ベトナムにおける借入にかかる主な派生論点
- ・ India: インド労働法改正アップデート
- ・ China: 「外商投資法」の概要と実務への影響
- ・ Hong Kong: 香港におけるセクシャルハラスメント: 傾向と対策

2019 年 7/8 月発行 第 84 号

- ・ 2019 年上期の為替市場と下期の展望 ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ Thailand: ROH、IHQ、ITC の税務恩典の廃止と、BOI 税務恩典の利用上の注意点
- ・ Vietnam: ローカルファイル作成時の留意点
- ・ India: IoT 時代の個人情報保護の在り方
- ・ China: 新個人所得税法下の外国籍個人の「6 年ルール」
- ・ Taiwan: 台湾の個人所得税申告

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。